

第一部 証券情報

第 1 募集要項

1. 新規発行債券（3 年債）

銘 柄	第 55 回 独立行政法人福祉医療機構債券	債 券 の 総 額	金 7,000 百万円
社 債 、 株 式 等 の 振 替 に 関する法律の適用	本債券は、社債、株式等の振替 に関する法律（平成 13 年法律第 75 号）の規定の適用を受けるも のとする。	発 行 価 額 の 総 額	金 7,000,070,000 円
各 債 券 の 金 額	1,000 万円	申 込 期 間	平成 30 年 12 月 5 日
発 行 価 格	各債券の金額 100 円につき 金 100 円 00 銭 1 厘	申 込 証 拠 金	各債券の金額 100 円につき金 100 円 00 銭 1 厘とし、払込期日に払込金に振替 充当する。 申込証拠金には、利息をつけない。
利 率	年 0.001 パーセント	払 込 期 日	平成 30 年 12 月 20 日
利 払 日	毎年 6 月 20 日及び 12 月 20 日	申 込 取 扱 場 所	別項引受金融商品取引業者の本店 及び国内各支店
償 還 期 限	平成 33 年 12 月 20 日	振 替 機 関	株式会社証券保管振替機構 東京都中央区日本橋茅場町二丁目 1 番 1 号
募 集 の 方 法	一般募集		
利息支払の方法	1. 利息支払の方法及び期限 (1) 本債券の利息は、発行日の翌日から償還期日までこれをつけ、毎年 6 月 20 日及び 12 月 20 日の 2 回に、各その日までの前半箇年分を支払う。 (2) 償還の場合に半箇年に満たない利息を支払うときは、半箇年の日割をもって計算す る。 (3) 利息を支払うべき日が銀行休業日に当たるときは、その前日にこれを繰り上げる。 (4) 償還期日後は、利息をつけない。		
償 還 の 方 法	1. 償還金額 各債券の金額 100 円につき金 100 円 2. 償還の方法及び期限 (1) 本債券の元金は、平成 33 年 12 月 20 日にその総額を償還する。 (2) 償還すべき日が銀行休業日に当たるときは、その前日にこれを繰り上げる。 (3) 本債券の買入消却は、発行日の翌日以降いつでもこれを行うことができる。		
担 保	本債券の債権者は、機構法の定めるところにより、当機構の財産について、他の債権者に 先立って自己の債権の弁済を受ける権利を有する。		
財 務 上 の 特 約	担保提供制限	該当条項なし（本債券は一般担保付であり、財務上の特約は付されていない。）	
	その他の条項	該当条項なし	

摘 要	1. 信用格付業者から提供され、若しくは閲覧に供された信用格付 本債券について、当機構は株式会社格付投資情報センター（以下「R&I」という。）からAAの信用格付を平成30年12月5日付で取得している。 R&Iの信用格付は、発行体が負う金融債務についての総合的な債務履行能力や個々の債務等が約定どおりに履行される確実性（信用力）に対するR&Iの意見である。 R&Iは信用格付によって、個々の債務等の流動性リスク、市場価値リスク、価格変動リスク等、信用リスク以外のリスクについて、何ら意見を表明するものではない。 R&Iの信用格付は、いかなる意味においても、現在・過去・将来の事実の表明ではない。また、R&Iは、明示・黙示を問わず、提供する信用格付、又はその他の意見についての正確性、適時性、完全性、商品性、及び特定目的への適合性その他一切の事項について、いかなる保証もしていない。 R&Iは、信用格付を行うに際して用いた情報に対し、品質確保の措置を講じているが、これらの情報の正確性等について独自に検証しているわけではない。R&Iは、必要と判断した場合には、信用格付を変更することがある。また、資料・情報の不足や、その他の状況により、信用格付を保留したり、取り下げたりすることがある。 利息・配当の繰り延べ、元本の返済猶予、債務免除等の条項がある債務等の格付は、その蓋然性が高まったとR&Iが判断した場合、発行体格付又は保険金支払能力とのノッチ差を拡大することがある。 本債券の申込期間中に本債券に関してR&Iが公表する情報へのリンク先は、R&Iのホームページ(https://www.r-i.co.jp/rating/index.html)の「格付アクション・コメント」及び同コーナー右下の「一覧はこちら」をクリックして表示されるレポート検索画面に掲載されている。なお、システム障害等何らかの事情により情報を入手することができない可能性がある。その場合の連絡先は以下のとおり。 R&I：電話番号 03-6273-7471 2. 募集の受託会社 (1) 本債券に関する募集の受託会社（以下「募集の受託会社」という。）は、株式会社みずほ銀行とする。 (2) 募集の受託会社は、本債券の債権者のために本債券に基づく支払の弁済を受け、又は本債券の債権者の権利の実現を保全するために必要な一切の裁判上又は裁判外の行為をなす権限を有する。 (3) 募集の受託会社は、法令、本債券の発行要項（以下「本要項」という。）並びに当機構及び募集の受託会社との間の平成30年12月5日付第55回独立行政法人福祉医療機構債券募集委託契約証書に定める事務を行う。 3. 期限の利益喪失に関する特約 当機構は、次に掲げる事由のいずれかが発生した場合には、本債券について期限の利益を失う。 (1) 当機構が別記「利息支払の方法」欄第1項又は別記「償還の方法」欄第2項の規定に違背し、5営業日以内に履行又は治愈されないとき。 (2) 当機構が発行する本債券以外の債券又はその他の借入金債務について期限の利益を喪失し、又は期限が到来したにもかかわらず5営業日以内にその弁済をすることができないとき。ただし、当該債務の合計額（邦貨換算後）が10億円を超えない場合は、この限りでない。 (3) 当機構が解散することを定める法令及び解散の期日を定める法令が公布され、かつ当機構の解散期日の1箇月前までに、本債券の債務の総額について他の法人に承継される法令が公布されていないとき。 (4) 法令若しくは裁判所の決定により、当機構又は当機構が解散して本債券の債務を承継した法人に対して、破産手続、株式会社における更生手続、特別清算手続その他これらに準ずる倒産処理手続に相当する手続が開始されたとき。 4. 期限の利益喪失の公告 前項の規定により当機構が本債券について期限の利益を喪失したときは、募集の受託会社はその旨を本欄第5項(2)の定める方法により公告する。 5. 公告の方法 (1) 当機構は、本債券に関し、本債券の債権者の利害に関係を有する事項であって、募集の受託会社が債権者にこれを通知する必要があると認める事項がある場合は、これを公告する。 (2) 本債券につき公告の必要が生じた場合は、法令又は契約に別段の定めがあるものを除き、官報並びに東京都及び大阪市で発行される各1種以上の新聞紙にこれを掲載することにより行う。ただし、重複するものがあるときは、これを省略することができる。
------------	---

摘 要	6. 債券原簿の公示 当機構は、当機構本部内に債券原簿を据え置き、その営業時間中、一般の閲覧に供する。 7. 本債券の債権者集会 (1) 本債券の債権者集会（以下「債権者集会」という。）は、本債券の全部についてするその支払の猶予その他本債券の債権者の利害に重大な影響を及ぼす事項について決議をすることができる。 (2) 債権者集会は、東京都において行う。 (3) 債権者集会は、当機構又は募集の受託会社がこれを招集するものとし、債権者集会の日の3週間前までに、債権者集会を招集する旨及び債権者集会の目的である事項その他必要な事項を公告する。 (4) 本債券総額（償還済みの額を除く。また、当機構が有する本債券の金額はこれに算入しない。）の10分の1以上に当たる本債券を有する債権者は、債権者集会の目的である事項及び招集の理由を記載した書面を募集の受託会社に提出して、債権者集会の招集を請求することができる。 (5) 本債券の債権者は、債権者集会において、その有する本債券の金額（償還済みの額を除く。）に応じて、議決権を有するものとする。 (6) 前号の規定にかかわらず、当機構は、その有する本債券については、議決権を有しない。 (7) 債権者集会において決議をする事項を可決するには、議決権者（議決権を行使することができる本債券の債権者をいう。以下本募集要項において同じ。）の議決権の総額の5分の1以上で、かつ、出席した議決権者の議決権の総額の3分の2以上の議決権を有する者の同意がなければならない。 (8) 前号の場合においては、以下のいずれかに該当する決議をすることはできないものとし、これらに該当する決議がされた場合、かかる決議は効力を有しない。 ① 債権者集会の招集の手続又はその決議の方法が法令又は本要項の定めに違反するとき ② 決議が不正の方法によって成立するに至ったとき ③ 決議が著しく不公正であるとき ④ 決議が本債券の債権者の一般の利益に反するとき (9) 本債券の債権者は、本人又はその代理人によって、債権者集会に出席することができる。当機構は、その代表者を当該集会に出席させ、又は書面により意見を述べるすることができる。本人又はその代理人が当該集会に出席しない本債券の債権者は、募集の受託会社が定めるところにしたがい、書面によって議決権を行使することができる。書面によって行使した議決権の額は、出席した議決権者の議決権の額に算入する。 (10) 債権者集会の決議は、本債券を有するすべての債権者に対し効力を有するものとし、その執行は募集の受託会社があたるものとする。 (11) 本項に定めるほか債権者集会に関する手続は当機構と募集の受託会社が協議して定め、本欄第5項(2)の定める方法により公告する。 (12) 本項の手続に要する合理的な費用は、当機構の負担とする。 8. 募集の受託会社への事業概況等の通知・報告義務 (1) 当機構は、毎年、事業の概況、決算の概況等が記載された書類を募集の受託会社に提出する。 (2) 募集の受託会社は、本債券の債権者の利益保護のために必要と認める場合は、法令、契約又は当機構の内部規則その他の定めに反しない範囲において、当機構に対し、業務、財産状況を知るために必要な書類の提出を請求することができる。 9. 募入方法 応募超過の場合は、引受並びに募集の取扱会社の事務幹事会社が適宜募入額を定める。
------------	---

2. 債券の引受け及び債券発行事務の委託（3年債）

債券の引受	引受人の氏名又は名称	住 所	引受金額	引受けの条件
	S M B C 日興証券株式会社 みずほ証券株式会社 野村証券株式会社	東京都千代田区丸の内三丁目 3 番 1 号 東京都千代田区大手町一丁目 5 番 1 号 東京都中央区日本橋一丁目 9 番 1 号	百万円 2,800 2,100 2,100	1. 引受人は、本債券の全額につき、共同して引受並びに募集の取扱を行い、応募額がその全額に達しない場合には、その残額を引受ける。 2. 本債券の引受手数料は各債券の金額 100 円につき金 17.5 銭とする。
	計		百万円 7,000	
債券発行事務の受託	債券発行事務受託会社の名称	住 所		
	株式会社みずほ銀行	東京都千代田区大手町一丁目 5 番 5 号		

3. 新規発行債券（10 年債）

銘 柄	第 56 回 独立行政法人福祉医療機構債券	債 券 の 総 額	金 10,000 百万円
社 債 、 株 式 等 の 振 替 に 関する法律の適用	本債券は、社債、株式等の振替 に関する法律（平成 13 年法律第 75 号）の規定の適用を受けるも のとする。	発 行 価 額 の 総 額	金 10,000 百万円
各 債 券 の 金 額	1,000 万円	申 込 期 間	平成 30 年 12 月 5 日
発 行 価 格	各債券の金額 100 円につき 金 100 円	申 込 証 拠 金	各債券の金額 100 円につき金 100 円と し、払込期日に払込金に振替充当する。 申込証拠金には、利息をつけない。
利 率	年 0.225 パーセント	払 込 期 日	平成 30 年 12 月 20 日
利 払 日	毎年 6 月 20 日及び 12 月 20 日	申込取扱場所	別項引受金融商品取引業者の本店 及び国内各支店
償 還 期 限	平成 40 年 12 月 20 日	振 替 機 関	株式会社証券保管振替機構 東京都中央区日本橋茅場町二丁目 1 番 1 号
募 集 の 方 法	一般募集		
利 息 支 払 の 方 法	1. 利息支払の方法及び期限 (1) 本債券の利息は、発行日の翌日から償還期日までこれをつけ、毎年 6 月 20 日及び 12 月 20 日の 2 回に、各その日までの前半箇年分を支払う。 (2) 償還の場合に半箇年に満たない利息を支払うときは、半箇年の日割をもって計算す る。 (3) 利息を支払うべき日が銀行休業日に当たるときは、その前日にこれを繰り上げる。 (4) 償還期日後は、利息をつけない。		
償 還 の 方 法	1. 償還金額 各債券の金額 100 円につき金 100 円 2. 償還の方法及び期限 (1) 本債券の元金は、平成 40 年 12 月 20 日にその総額を償還する。 (2) 償還すべき日が銀行休業日に当たるときは、その前日にこれを繰り上げる。 (3) 本債券の買入消却は、発行日の翌日以降いつでもこれを行うことができる。		
担 保	本債券の債権者は、機構法の定めるところにより、当機構の財産について、他の債権者に 先立って自己の債権の弁済を受ける権利を有する。		
財 務 上 の 特 約	担保提供制限	該当条項なし（本債券は一般担保付であり、財務上の特約は付されていない。）	
	その他の条項	該当条項なし	

摘 要	1. 信用格付業者から提供され、若しくは閲覧に供された信用格付 本債券について、当機構は株式会社格付投資情報センター（以下「R&I」という。）からAAの信用格付を平成30年12月5日付で取得している。 R&Iの信用格付は、発行体が負う金融債務についての総合的な債務履行能力や個々の債務等が約定どおりに履行される確実性（信用力）に対するR&Iの意見である。 R&Iは信用格付によって、個々の債務等の流動性リスク、市場価値リスク、価格変動リスク等、信用リスク以外のリスクについて、何ら意見を表明するものではない。 R&Iの信用格付は、いかなる意味においても、現在・過去・将来の事実の表明ではない。また、R&Iは、明示・黙示を問わず、提供する信用格付、又はその他の意見についての正確性、適時性、完全性、商品性、及び特定目的への適合性その他一切の事項について、いかなる保証もしていない。 R&Iは、信用格付を行うに際して用いた情報に対し、品質確保の措置を講じているが、これらの情報の正確性等について独自に検証しているわけではない。R&Iは、必要と判断した場合には、信用格付を変更することがある。また、資料・情報の不足や、その他の状況により、信用格付を保留したり、取り下げたりすることがある。 利息・配当の繰り延べ、元本の返済猶予、債務免除等の条項がある債務等の格付は、その蓋然性が高まったとR&Iが判断した場合、発行体格付又は保険金支払能力とのノッチ差を拡大することがある。 本債券の申込期間中に本債券に関してR&Iが公表する情報へのリンク先は、R&Iのホームページ(https://www.r-i.co.jp/rating/index.html)の「格付アクション・コメント」及び同コーナー右下の「一覧はこちら」をクリックして表示されるレポート検索画面に掲載されている。なお、システム障害等何らかの事情により情報を入手することができない可能性がある。その場合の連絡先は以下のとおり。 R&I：電話番号 03-6273-7471 2. 募集の受託会社 (1) 本債券に関する募集の受託会社（以下「募集の受託会社」という。）は、株式会社みずほ銀行とする。 (2) 募集の受託会社は、本債券の債権者のために本債券に基づく支払の弁済を受け、又は本債券の債権者の権利の実現を保全するために必要な一切の裁判上又は裁判外の行為をなす権限を有する。 (3) 募集の受託会社は、法令、本債券の発行要項（以下「本要項」という。）並びに当機構及び募集の受託会社との間の平成30年12月5日付第56回独立行政法人福祉医療機構債券募集委託契約証書に定める事務を行う。 3. 期限の利益喪失に関する特約 当機構は、次に掲げる事由のいずれかが発生した場合には、本債券について期限の利益を失う。 (1) 当機構が別記「利息支払の方法」欄第1項又は別記「償還の方法」欄第2項の規定に違背し、5営業日以内に履行又は治愈されないとき。 (2) 当機構が発行する本債券以外の債券又はその他の借入金債務について期限の利益を喪失し、又は期限が到来したにもかかわらず5営業日以内にその弁済をすることができないとき。ただし、当該債務の合計額（邦貨換算後）が10億円を超えない場合は、この限りでない。 (3) 当機構が解散することを定める法令及び解散の期日を定める法令が公布され、かつ当機構の解散期日の1箇月前までに、本債券の債務の総額について他の法人に承継される法令が公布されていないとき。 (4) 法令若しくは裁判所の決定により、当機構又は当機構が解散して本債券の債務を承継した法人に対して、破産手続、株式会社における更生手続、特別清算手続その他これらに準ずる倒産処理手続に相当する手続が開始されたとき。 4. 期限の利益喪失の公告 前項の規定により当機構が本債券について期限の利益を喪失したときは、募集の受託会社はその旨を本欄第5項(2)の定める方法により公告する。 5. 公告の方法 (1) 当機構は、本債券に関し、本債券の債権者の利害に関係を有する事項であって、募集の受託会社が債権者にこれを通知する必要があると認める事項がある場合は、これを公告する。 (2) 本債券につき公告の必要が生じた場合は、法令又は契約に別段の定めがあるものを除き、官報並びに東京都及び大阪市で発行される各1種以上の新聞紙にこれを掲載することにより行う。ただし、重複するものがあるときは、これを省略することができる。
------------	---

摘 要	6. 債券原簿の公示 当機構は、当機構本部内に債券原簿を据え置き、その営業時間中、一般の閲覧に供する。 7. 本債券の債権者集会 (1) 本債券の債権者集会（以下「債権者集会」という。）は、本債券の全部についてするその支払の猶予その他本債券の債権者の利害に重大な影響を及ぼす事項について決議をすることができる。 (2) 債権者集会は、東京都において行う。 (3) 債権者集会は、当機構又は募集の受託会社がこれを招集するものとし、債権者集会の日の3週間前までに、債権者集会を招集する旨及び債権者集会の目的である事項その他必要な事項を公告する。 (4) 本債券総額（償還済みの額を除く。また、当機構が有する本債券の金額はこれに算入しない。）の10分の1以上に当たる本債券を有する債権者は、債権者集会の目的である事項及び招集の理由を記載した書面を募集の受託会社に提出して、債権者集会の招集を請求することができる。 (5) 本債券の債権者は、債権者集会において、その有する本債券の金額（償還済みの額を除く。）に応じて、議決権を有するものとする。 (6) 前号の規定にかかわらず、当機構は、その有する本債券については、議決権を有しない。 (7) 債権者集会において決議をする事項を可決するには、議決権者（議決権を行使することができる本債券の債権者をいう。以下本募集要項において同じ。）の議決権の総額の5分の1以上で、かつ、出席した議決権者の議決権の総額の3分の2以上の議決権を有する者の同意がなければならない。 (8) 前号の場合においては、以下のいずれかに該当する決議をすることはできないものとし、これらに該当する決議がされた場合、かかる決議は効力を有しない。 ① 債権者集会の招集の手続又はその決議の方法が法令又は本要項の定めに違反するとき ② 決議が不正の方法によって成立するに至ったとき ③ 決議が著しく不公正であるとき ④ 決議が本債券の債権者の一般の利益に反するとき (9) 本債券の債権者は、本人又はその代理人によって、債権者集会に出席することができる。当機構は、その代表者を当該集会に出席させ、又は書面により意見を述べるすることができる。本人又はその代理人が当該集会に出席しない本債券の債権者は、募集の受託会社が定めるところにしたがい、書面によって議決権を行使することができる。書面によって行使した議決権の額は、出席した議決権者の議決権の額に算入する。 (10) 債権者集会の決議は、本債券を有するすべての債権者に対し効力を有するものとし、その執行は募集の受託会社があたるものとする。 (11) 本項に定めるほか債権者集会に関する手続は当機構と募集の受託会社が協議して定め、本欄第5項(2)の定める方法により公告する。 (12) 本項の手続に要する合理的な費用は、当機構の負担とする。 8. 募集の受託会社への事業概況等の通知・報告義務 (1) 当機構は、毎年、事業の概況、決算の概況等が記載された書類を募集の受託会社に提出する。 (2) 募集の受託会社は、本債券の債権者の利益保護のために必要と認める場合は、法令、契約又は当機構の内部規則その他の定めに反しない範囲において、当機構に対し、業務、財産状況を知るために必要な書類の提出を請求することができる。 9. 募入方法 応募超過の場合は、引受並びに募集の取扱会社の事務幹事会社が適宜募入額を定める。
------------	---

4. 債券の引受け及び債券発行事務の委託（10年債）

債券の引受	引受人の氏名又は名称	住 所	引受金額	引受けの条件
	SMB C 日興証券株式会社 みずほ証券株式会社 野村証券株式会社	東京都千代田区丸の内三丁目 3 番 1 号 東京都千代田区大手町一丁目 5 番 1 号 東京都中央区日本橋一丁目 9 番 1 号	百万円 4,000 3,000 3,000	1. 引受人は、本債券の全額につき、共同して引受並びに募集の取扱を行い、応募額がその全額に達しない場合には、その残額を引受ける。 2. 本債券の引受手数料は各債券の金額 100 円につき金 30 銭とする。
	計		百万円 10,000	
債券発行事務の受託	債券発行事務受託会社の名称	住 所		
	株式会社みずほ銀行	東京都千代田区大手町一丁目 5 番 5 号		

5. 本債券の発行により調達する資金の使途

(1) 新規発行による手取金の額

払込金額の総額	発行諸費用の概算額	差引手取概算額
17,000,070,000 円	49,677,000 円	16,950,393,000 円

(注) 上記金額は、第 55 回独立行政法人福祉医療機構債券及び第 56 回独立行政法人福祉医療機構債券の合計金額です。

(2) 手取金の使途

上記の手取概算額 16,950,393,000 円は、機構法第 12 条第 1 項第 1 号、第 5 号及び第 6 号に定める福祉貸付事業、第 2 号及び第 3 号に定める医療貸付事業（一般勘定 概算額 9,965,221,000 円）並びに第 12 号に定める年金担保貸付事業（年金担保貸付勘定 概算額 6,985,172,000 円）の貸付原資に平成 30 年 12 月下旬に充当する予定です。

第二部 参照情報

1. 参照書類

当機構の経理の状況等、その他の事業の内容に関する重要な事項及びその他の事項については、以下に掲げる書類をご参照ください。

「債券内容説明書 発行者情報の部 平成 29 年度決算」（平成 30 年 11 月 27 日現在）

2. 参照書類の補完情報

本債券の発行者である当機構の詳細について記載し、本説明書証券情報の部と一体をなす、上記に掲げた参照書類としての説明書発行者情報の部には「事業等のリスク」に関する事項が記載されておりますが、当該「事業等のリスク」について、説明書発行者情報の部の作成日（平成 30 年 11 月 27 日）以降、本説明書証券情報の部の作成日（平成 30 年 12 月 5 日）までの間において生じた変更その他の事由はありません。また、説明書発行者情報の部には、将来に関する事項が記載されておりますが、当該事項は本説明書証券情報の部の作成日（平成 30 年 12 月 5 日）現在においてもその判断に変更はなく、また、新たに記載する将来に関する事項もありません。

3. 参照書類を縦覧に供している場所

独立行政法人福祉医療機構

（東京都港区虎ノ門四丁目 3 番 13 号ヒューリック神谷町ビル 9 階）

なお、当機構ホームページにも掲載されております。

○当機構ホームページ

<http://www.wam.go.jp/hp/>